

議案第12号

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（令和2年三宅町条例第20-1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制
定するものとする。

令和8年3月3日 提出
三宅町長 森田浩司

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年三宅町条例第20-1号）の一部を次のとおり改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日より施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお、従前の例による。

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第20号の1）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものがあることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものがあることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて</p>

得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とす

得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とす

る。) を超える場合には、当該除して得た金額) に当該選挙運動用ポスターの作成枚数 (当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであるところにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

る。) を超える場合には、当該除して得た金額) に当該選挙運動用ポスターの作成枚数 (当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであるところにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。